

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

市民共通の願いである安全に安心して暮らせるまちの実現に向けて、犯罪を防止するための活動や犯罪の防止に配慮した環境の整備など、犯罪を誘発する機会を減らすための取組（以下「安全で安心なまちづくり」といいます。）を行うとともに、不幸にして犯罪被害に遭った市民に対して、その心情や置かれた状況に配慮した支援を進めていくために、平成21年（2009年）4月1日に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例（平成21年条例第17号。以下「安全・安心条例」といいます。）」を施行しました。

安全・安心条例第7条の規定において、「市長は、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定するものとする。」と定められていることから、当該規定に基づき平成22年（2010年）3月に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を、平成27年（2015年）3月に「第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（以下「第2次計画」といいます。）」をそれぞれ策定しました。

第2次計画の計画期間は、平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）までの5年間であることから、令和2年度（2020年度）以降も安全で安心なまちづくり等を総合的かつ計画的に推進していくため、現在の犯罪情勢や市民意識などを踏まえ、今後実施していくことが必要となる取組について検討を行い、新たに「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（以下「第3次計画」といいます。）」を策定するものです。

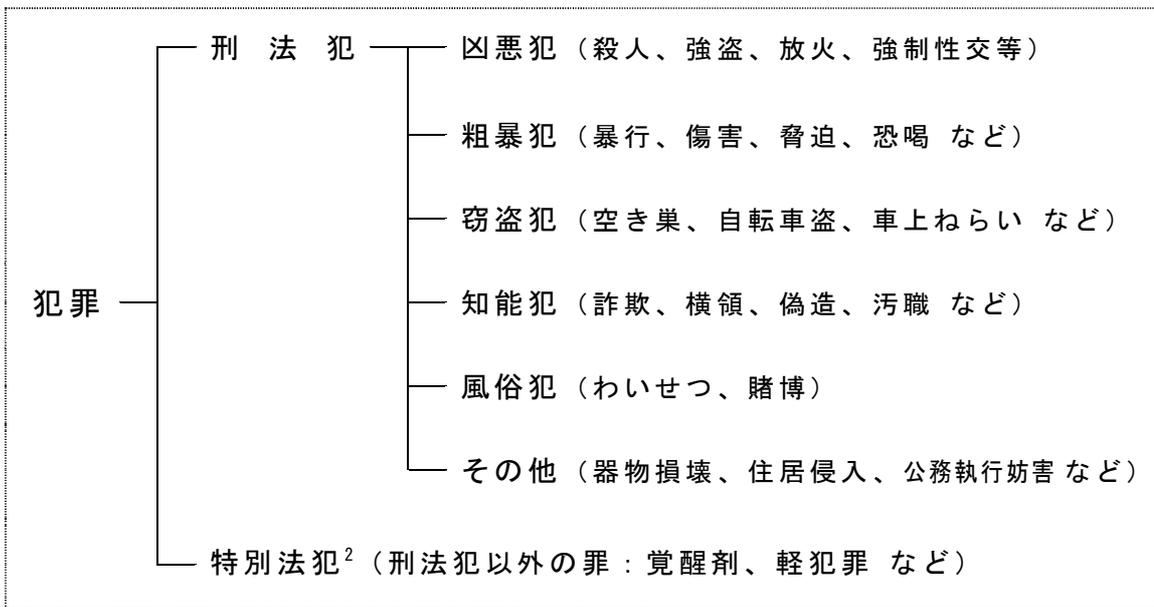
2 安全で安心なまちづくりが対象とする犯罪

本計画では、安全で安心なまちづくりによって効果的に防止することができる日常生活の身近なところで発生する犯罪（声かけやつきまとい等の子どもに係る事案などを含む）、例えば自転車盗や空き巣などの窃盗犯、特殊詐欺などの知能犯、公然わいせつなどの風俗犯を主な対象とし、その未然防止に向けた取組を進めていきます。

また、生活経済事犯である消費者問題、児童虐待、ドメスティック・バ

イオレンス¹（以下「DV」といいます。）などは、次に掲げる各分野の計画などに基づき対策が進められていますが、犯罪に至ることもあることから、第3次計画においてこれらの対策を関連する取組として位置づけます。

- （主な関連計画）
- ◆ 第3次札幌市消費者基本計画
 - ◆ 第2次札幌市児童相談体制強化プラン
 - ◆ 第4次男女共同参画さっぽろプラン など



3 基本的な考え方

(1) 安全で安心なまちづくり

犯罪を防止していくための手法には、様々な考え方がありますが、安全・安心条例においては、「安全で安心なまちづくり」を「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」と定義しています。

「犯罪を誘発する機会」とは、照明がなく暗い、周囲に人がおらず誰も見ていない、遮蔽物があり見通しが悪い、犯罪行為の対象となる人がその犯罪による被害に遭わないための知識がないなど、犯罪をしようとする人が犯罪を行いやすいと感じる状況や環境を指します。刑法犯認知

¹ ドメスティック・バイオレンス：配偶者や親密な関係にある交際相手などからの暴力

² 特別法犯：「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪などの道路上の交通関係事犯について、広義には「特別法犯」に含まれるが、本計画の安全で安心なまちづくりにおいては、「特別法犯」から除かれる。

件数³の大部分を占める窃盗犯（P10）などは、こうした機会に乗じて遂行される場合が多いと考えられます。

「犯罪を誘発する機会」を減らすためには、玄関の施錠や防犯グッズの活用などの自らの安全を確保するための防犯対策、子どもの見守りや防犯パトロールなどの地域の安全を守るための活動、道路・公園の見通しや明るさの確保などの防犯に配慮した環境の整備を行うことが有効であると考えられており、これらの取組は、市民の日常の活動やまちづくりとして行うことができるものとなっています。

このように市民の日常の活動やまちづくりの中で「犯罪を誘発する機会」を減らしていけば、多くの犯罪は効果的に防止することができます。

そうしたことから、市民、事業者、札幌市が相互に連携・協力して「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」を推進することにより、安全に安心して暮らせるまちの実現を目指すこととしています。

なお、安全に安心して暮らせるまちの実現に向けては、交通安全などの他の分野も数多くありますが、安全・安心条例では、こうした他の分野との連携に努めることとされています。

(2) 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）において、犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が置かれている状況に応じて適切に行われる必要があり、また、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるようにする必要があるということが基本理念として示されています。

さらに、同法において、地方公共団体は、犯罪被害者等支援に関し、国との役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、これを実施する責務を有するということが明らかにされています。

そのため、札幌市では、犯罪被害者等基本法の基本理念や地方公共団体の責務をはじめとする規定に基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護を図っていくため、安全・安心条例において犯罪被害者等に対する支援に関する事項を定め、施策を進めることとしています。

また、犯罪被害者等基本法において、「犯罪被害者等」とは、「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」と定義され、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等を受

³ 認知件数：警察において発生を認知した事件の数

けた場所その他による限定は一切されていません。そのため、個別具体の施策の対象者については、その施策ごとに適切に設定していくものとなっています。

4 計画期間

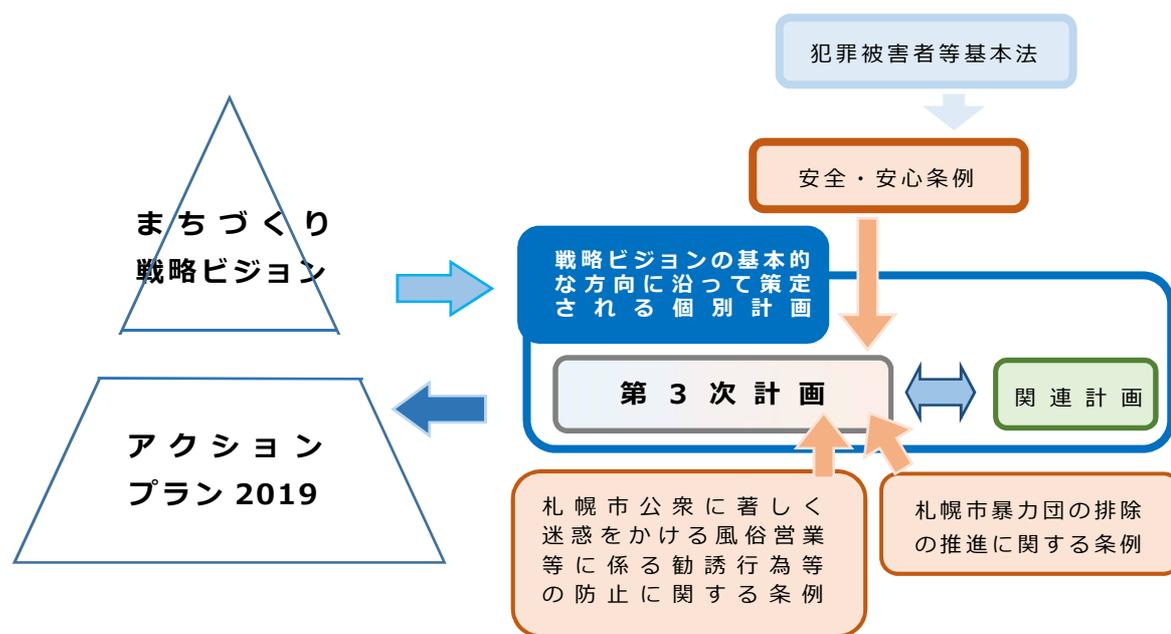
第3次計画の計画期間は令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

5 計画の位置づけ

第3次計画は、札幌市のまちづくりの計画体系において、「札幌市まちづくり戦略ビジョン⁴（平成25年（2013年）10月策定。以下「戦略ビジョン」といいます。）」の基本的な方向に沿って策定する各分野の個別計画に位置づけられます。

そのため、第3次計画は戦略ビジョンや他の分野の個別計画などと連携し、整合性を図っています。

なお、戦略ビジョンの「ビジョン編」第4章第4節「安全・安心」の基本目標14「安全な日常生活が送れるまちにします」においては、将来のまちの姿として「犯罪や消費生活に関する問題の発生を防止する取組など、市民の安全な暮らしを守る環境が整っています。」と想定しています。



⁴ 札幌市まちづくり戦略ビジョン：札幌市のまちづくりの計画体系では最上位に位置づけられる「総合計画」

6 第3次計画とSDGsとの関係性

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、SDGs）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは、経済、社会及び環境の持続可能な開発の三側面を統合する施策の推進により、それぞれの課題の同時解決を目指すものであり、札幌市でも平成30年（2018年）6月に「SDGs未来都市」に選定されたほか、各種計画への反映や実践等、SDGsの達成に向け積極的に取り組んでおり、第3次計画においても下記のとおり、取り組んでいきます。



第3次計画において対象となるゴールとターゲット

 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>「5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する」</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>「16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる」</p> <p>「16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」</p> <p>「16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全て人々に司法への平等なアクセスを提供する」</p>

Column① 再犯防止の取組

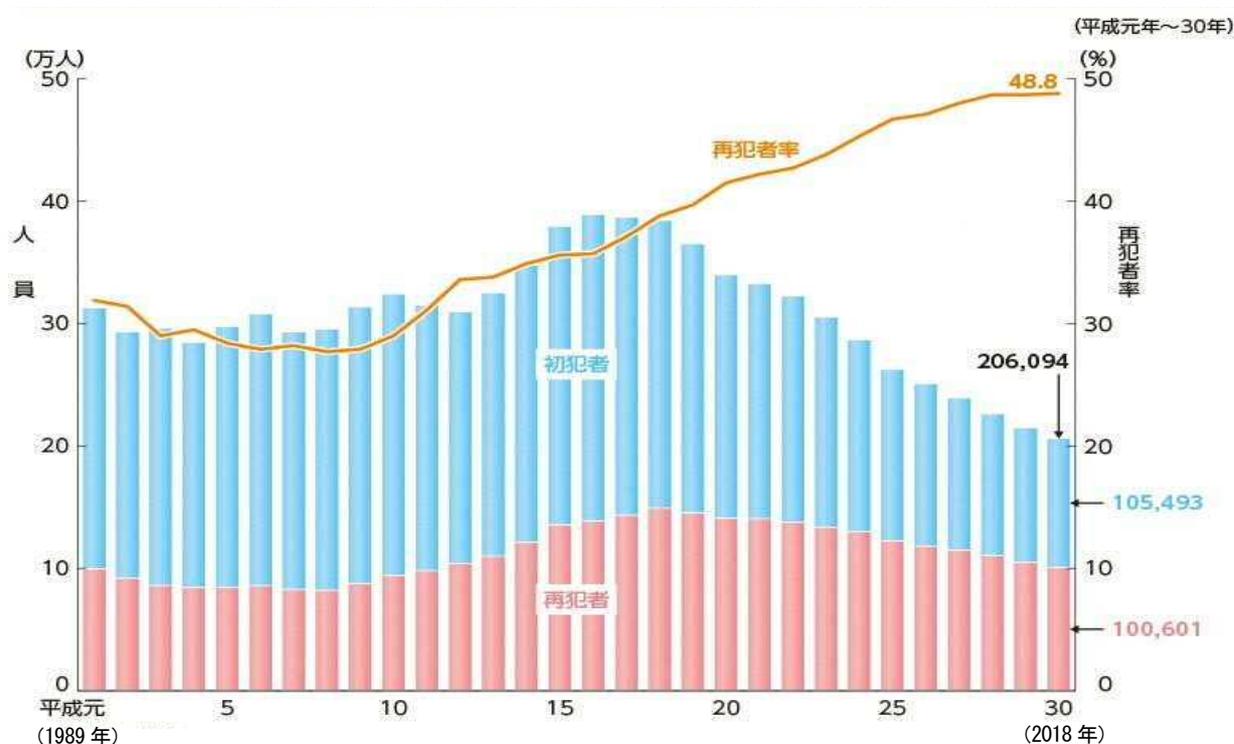
全国的に刑法犯により検挙された再犯者については、平成18年（2006年）をピークに、その後は漸減傾向にあります。再犯者の比率は上昇傾向にあり、平成30年（2018年）には現在と同様の統計を取りはじめた昭和47年（1972年）以降で最も高い48.8%となっています。

このような中、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全に安心して暮らせる社会の実現を図るため、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」が平成28年（2016年）12月に制定されました。

同法第8条第1項の規定では、都道府県及び市町村は、政府が定める再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

再犯防止の取組については、安全に安心して暮らせるまちの実現のために必要不可欠なものですが、第3次計画は犯罪を誘発する機会を減らすための取組を総合的かつ計画的に推進するための計画であることから、別の枠組みで検討していく必要があると考えています。

【 刑法犯検挙人員中の再犯者数・再犯者率の推移 】



注 1 警察庁の統計

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の比率